平成２７年（フ）第１２５５号
大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目４番５－507号
破産者　須嵜　　周
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７５号
大阪市此花区梅香２丁目11番14号プレスタンテヴィラ梅香401、開始決定時大阪市大正区泉尾１丁目18番４号
破産者　前野　利幸
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７１号
大阪府吹田市五月が丘南14番６号
破産者　楠田　義**隆**
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２４０号
大阪市城東区古市１丁目４番23号
破産者　向井　道明
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９３号
堺市堺区南旅篭町東１丁１番17―202号、開始決定時の住所大阪府岸和田市西之内町49番７号
破産者　山口　和則
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８８号
堺市美原区太井339番地１、前住所堺市美原区太井547番地４
破産者　當山　信弘
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１８号
北九州市八幡西区皇后崎町１番10―1105号
破産者　草野　和隆
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４６４号
北九州市八幡西区南八千代町９番21―106号
破産者　安部　智洋
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０９号
福岡市東区香椎駅前２丁目９番28―602号、開始決定時の住所北九州市八幡東区中尾３丁目25番18号
破産者　長谷惠美子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２号
北海道岩見沢市日の出台９丁目５番９号
破産者　乾　　貴博
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１１４号
岩手県紫波郡紫波町日詰西１丁目６番地３コーポ藤202、開始決定時の住所岩手県紫波郡紫波町桜町字本町川原４番地20
破産者　巻藤　祥子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２０号
神奈川県横須賀市逸見が丘18番19号
破産者　奥田久美子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６２号
岐阜県可児郡御嵩町中2163番地　医療法人忠知会　桃井病院、住民票上の住所岐阜県多治見市若松町１丁目18番地
破産者　伊藤　　修
法定代理人成年後見人　伊藤かなゑ
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２３２号
愛知県岩倉市中野町中野８番地２
破産者　寺澤　博夫
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４４１号
愛知県弥富市前ケ須町東勘助108番地１　やとみロイヤルハイツ　１Ｅ、前住所兵庫県西宮市小松北町２丁目５番29号
破産者　宇野　恵司
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７６号
広島県広島市安佐南区山本４丁目12番１　グレイスエコー202、開始決定時の住所広島県福山市新涯町３丁目29番31号　ベル・グラース101
破産者　澤田　浩司
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係